

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 19 日現在

機関番号：32610

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03620

研究課題名(和文) ソフトローとしてのCSR国際規格のエンフォースメントとその有効性

研究課題名(英文) International Standards of Corporate Social Responsibility and their Enforcement and Effectiveness as Soft Laws

研究代表者

田中 信弘 (Tanaka, Nobuhiro)

杏林大学・総合政策学部・教授

研究者番号：00245458

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ハードローおよびソフトローによる非財務情報の開示フレームワークの世界動向を視野に入れ、ソフトローとしてのCSR国際規格の有効性を検討することが目的である。とりわけ、情報開示を促すCSR国際規格として「社名公表型規格」に注目し、その有効性を分析するための研究フレームワークとして、エンフォースメントの達成についての検討と、エンゲージメントの機能について検討を行う。具体的題材として、気候変動等の情報開示を促したCDPに注目し、ソフトローにおける情報開示の機能の面から、その意義や課題を明らかにする。さらに、コーポレートガバナンス・コードについても同様なフレームワークから検討を加える。

研究成果の概要(英文)： This study examines the international standards of corporate social responsibility (CSR) and their effectiveness as soft laws, considering the global trend on CSR disclosures by both hard and soft laws. Three types of standards are presented as to categorize and understand the various international standards of CSR. This study focuses on the name and shame standardization, which has a disclosure enforcement component, and as a case study CDP (the Carbon Disclosure Project) is discussed. As such, a research framework for analyzing the effectiveness of the international standards of CSR is presented as commentary about how enforcement and engagement are achieved with CDP. Furthermore, this study examines the roles of corporate governance code from the view point of the same framework.

研究分野：経営学、CSR、コーポレート・ガバナンス

キーワード：CSR ソフトロー コーポレート・ガバナンス 機関投資家 エンゲージメント EU イギリス 情報開示

### 1. 研究開始当初の背景

企業に対する規制はどうあるべきか。1990年代に、それまで長く懸案となっていた国連の多国籍企業規制をめぐる議論が頓挫し、代わって登場したアプローチが国連グローバル・コンパクトのようなソフトローによるものであった。2000年代以降、数多く創設されたCSRに関する国際規範は、国際機関やNGOなどの団体により推進され、現代企業が尊重すべき規範として位置するようになった。本研究では、このようなCSRに関するイニシアチブを「CSR国際規格」と総称し、その役割や有効性を明らかにし、ハードローのレベルを超える域の課題に対して、現代企業は社会的な責任を遂行せざるを得なくなっている事情に注目する。

また、ソフトローの活用については、コーポレート・ガバナンスの領域においても、わが国でステewardシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードが導入されたタイミングもあり、企業規制のあり方としてのソフトローによるアプローチの特徴を把握していくことに研究意義があると考えられる。

そして、従来、CSRとコーポレート・ガバナンスは、別個の領域として把握される傾向もなくなかったが、本研究は、ソフトローにより推進されている情報開示によるエンフォースメントの面での共通する性質が生じていることを意識し、2つの領域をともに検討することの意義を強調する。

このように、CSRとコーポレート・ガバナンスの領域において、個々のCSR国際規格やガバナンス・コードを具体的な題材として取り上げ、ソフトローのエンフォースメントとその有効性を具体的に考察していくことが必要であると考えられる。ソフトローの活用動向については、近年の重要な経営環境の変化でありながら、経営学領域において多く論じられているとはいえ、本研究は、会社法、会計学、国際法、政治学などの領域の研究も参照しながら、現代企業のマネジメント上の新たな課題への対応が必要になった事情を明らかにしていく。

### 2. 研究の目的

本研究は、企業規制のあり方としてのソフトロー・アプローチを特徴づける手法として、企業の情報開示を促進するアプローチに注目する。さまざまなCSR国際規格、あるいはコーポレートガバナンス・コードもまた企業の情報開示を促すことを重要な焦点としている。例えば、GRIのサステナビリティ・ガイドラインは、CSR報告書の作成にあたっての参照基準として多くの企業に用いられる国際的標準となった。また、コーポレートガバナンス・コードについては、コード条項に対して、遵守しない場合は、その理由を説明しなければならぬ「遵守か説明か」(comply or explain)原則が義務付けられている。

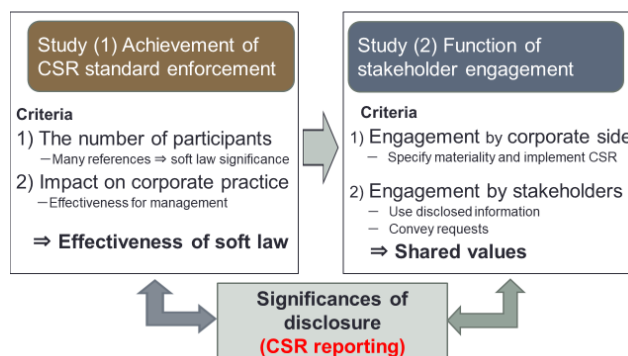
その際、本研究では、ハードローおよびソフトローによる情報開示に関するフレームワークの世界動向を視野に入れ、とりわけソフトローとしてのCSR国際規格やコーポレートガバナンス・コードの有効性を検討することが目的である。

そして、それらの有効性を分析するフレームワークを提示し、そのもとでの実態解明を志向する。本研究のフレームワーク(図表参照)は、2つの検討からなる。

第1に、ソフトローのエンフォースメントの達成について、すなわち、個々のソフトローが企業に対してどの程度強制されうるものなのかを検討する。ソフトローの場合、企業による参加・採用の程度は異なる。エンフォースメントやサンクションが厳しすぎると、ソフトロー自体が企業によって受け入れられない可能性もある。したがって、参加企業数や遵守の程度といった観点から具体的な検討を行う。

第2に、開示された情報がどのように活用されるかという見地から、ステークホルダー・エンゲージメントの具体的機能について検討する。開示情報の受け手であるステークホルダーとして、おもに投資家とNGOに注目し、企業とステークホルダーの間で行われるエンゲージメント活動の意義を明らかにする。以上のような研究フレームワークにおける2点の検討により、ソフトローの有効性を判断していく。

### Framework for analyzing CSR standards effectiveness



出所) 筆者作成

### 3. 研究の方法

上述の研究フレームワークを踏まえ、研究を行う上で重視したのがCSRとコーポレート・ガバナンスについての関係団体の訪問を通じた実態調査と討議である。具体的には、CSR国際規格やガバナンス・コードの策定及び管轄を行う団体(国際機関、政府組織、証券取引所、NGOなど) 開示情報を活用する団体(株主団体、年金基金、運用機関、NGOなど)に注目し、欧州、米国、東南アジアを訪問した。

2015年度は、CSR国際規格の現状動向を把

握するために、国連グローバル・コンパクト本部（ニューヨーク） OECD 多国籍企業ガイドラインを管轄するアメリカ国務省（ワシントン）などを訪問した。また、企業とステークホルダーのエンゲージメント動向の把握のために、企業側（日本電産ニューヨーク事務所など）と NGO 側（グリーンピース・ジャパンなど）の双方にアプローチし、エンゲージメントに関する実態調査を行った。

2016年度は、ステークホルダーとしての機関投資家に注目し、スウェーデン政府年金基金が設置する倫理協議会など訪問した。また、前年にロンドンの国連 PRI、CDP 本部や CDP ジャパンを訪問しており、機関投資家の近年の行動特性について実態調査を進めた。

2017年度は、OECD 本部の企業局および環境局（パリ）や金融庁総務企画局などを訪問し、コーポレート・ガバナンスの世界動向や日本の動きについて議論した。OECD では、コーポレート・ガバナンス担当のほか、グリーンボンド担当者から知見を得た。また、在欧日系ビジネス協議会（JBCE・ブリュッセル）には3度目の訪問となり、日本企業のEUへのロビイング活動についての資料執筆などもすでに行っていたが、今回は、EUの非財務情報開示ガイドラインや国連ビジネスと人権の原則への対応動向について知見を得た。

#### 【主要な訪問機関リスト】

- ・アメリカ  
国連グローバル・コンパクト  
アメリカ国務省  
日本電産ニューヨーク事務所  
日本取引所ニューヨーク事務所
- ・イギリス  
国連 PRI  
CDP  
日本取引所ロンドン事務所  
BITC
- ・スウェーデン  
スウェーデン政府年金基金・倫理協議会
- ・フランス  
OECD 本部の企業局および環境局
- ・ベルギー  
在欧日系ビジネス協議会（JBCE）
- ・タイ  
メコンウオッチ  
国際協力銀行バンコク事務所
- ・日本  
CDP ジャパン  
グリーンピース・ジャパン  
金融庁総務企画局

## 4. 研究成果

本研究では、CSR とコーポレート・ガバナンスについての情報開示に関わるハードローとソフトローの動向から、下記の諸点を明らかにした。

第1に、CSR の側面では、ソフトローとし

ての CSR 国際規格を全体として把握するための独自の類型を提示した上で（図表参照）、情報開示を促す機能に注目し、CSR 国際規格の有効性を判断するために上述のような分析フレームワークを構築した。そして、そのフレームワークに基づき、「社名公表型」規格の CDP に注目し、その有効性の評価を試みた。CDP は「エンフォースメントの達成」および「エンゲージメントの機能」という観点からみて、非常に優れた仕組みを有する CSR 国際規格の一つであることを明らかにした。

第2に、コーポレート・ガバナンスの側面では、主としてイギリスのコーポレート・ガバナンスに注目した。本研究のフレームワークに基づき、まず、ガバナンス・コードの「エンフォースメントの達成」については、「遵守か説明か」原則のもとで、遵守率は向上しているものの、形式的な対応に終始する企業も少なくない問題点もあることを明らかにした。また、「エンゲージメントの機能」という点では、企業が開示した情報を、受け手である投資家側がエンゲージメントのためにいかに活用しているかに関する実態解明を行った。

しかしながら、CSR 国際規格やコーポレートガバナンス・コードの有効性を評価する作業は、法律・政策の評価と同様に容易な解法を見出すものでない。本研究の試みはその一助に過ぎず、分析フレームワークの精緻化はさらに必要である。今後は、具体的な企業事例にもふれながら、また他の CSR 国際規格やさまざまな国のガバナンス・コードの有効性の評価を試行しながら、分析フレームワークの改善を図っていき、ソフトローの有効性を評価する作業の体系を構築していきたい。

なお、研究成果としての学会発表および著書執筆は下記のとおりである。

2015年度は、日本経営学会全国大会、タイのコンケン大学での国際学会基調講演などを行い、CSR の国際動向と、CSR 国際規格のエンフォースメントについて、情報開示を中心とするステークホルダー側のモニタリングの重要性を示唆した。また、EU にも採用された「遵守か説明か」原則の意義と問題点を明らかにした論考を公表した。

2016年度は、ステークホルダー側の具体的

エンフォースメント類型	CSR国際規格	概要
認証型規格	ISO14000シリーズ	基本となるISO14001は「環境マネジメントシステム」の国際規格。認定機関による認証を取得することが必要（1996年発行、2015年改訂）。
	SA8000	米国SAI（Social Accountability International）による労働CSRについての認証規格（1997年に策定）。
	フェアトレード認証ラベル	国際フェアトレード機構（Fairtrade International：FLO）による認証。FLOは1997年に各国にあるフェアトレードラベル運動組織がまとまり設立。
社名公表型規格	国連グローバルコンパクト	国連事務総長であったコフィー・アナンによる提唱。「人権・労働・環境・腐敗防止」の10原則に対し、CEO署名による自主的な参加（2000年発行）。
	OECD多国籍企業ガイドライン	多国籍企業に対するガイドライン。違反企業の申し立て機能があり、参加国は窓口（NCP）を設置し、解決に努める（1976年発行、2011年改訂）。
	CDP	2000年に英国の機関投資家を中心とするNGOにより発足。2003年以降、グローバル企業に対し、気候変動等に関するアンケート状の送付を開始。
ガイドライン型規格	ISO26000	ISO（国際標準化機構）による組織の社会的責任（SR）に関するガイドライン。世界99か国の参加による討議を経て、2010年に発足した。
	GRIガイドライン	CSR報告に関する国際的なガイドライン。1997年、セリズ（CERES）が国連環境計画等の協力を得て活動開始。2013年には第4版（G4）を発行。
	AA1000シリーズ	英国Accountabilityによる支援ツール。ステークホルダー・エンゲージメントを基本とした規格。AA1000ASはCSR報告の保証基準。

な主体として、CDP の活動を研究フレームワークの上で位置づけた学会発表（日本経営倫理研究学会）と論文執筆（日本経営倫理研究学会誌）を行った。本研究の研究フレームワークを深化させたものを論文として発表できたことは重要な成果である。また、『よくわかる企業論・第2版』において、「CSR をめぐる理解《理論編》《実態編》」を執筆し、CSR の新しい動向をまとめることができた。さらに EU へのロビー活動を展開する日本の団体「在欧日系ビジネス協議会（JBCE）」についての資料を執筆し、紀要にて公表した。

2017 年度は、ESG 投資の高まりが、CSR とコーポレート・ガバナンスの共通土壌を増やしていることに注目し、経営行動研究学会でコーポレート・ガバナンスの国際比較をテーマとした統一論題のもとに、イギリスの新動向について報告を行った。併せて、イギリスのコーポレート・ガバナンスについて著書論文執筆を行った。そこでは、前年度に訪問したイギリスの FRC（コーポレート・ガバナンスの管轄組織）や国連 PRI、日本の金融庁でのインタビュー調査を生かすこともできた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

田中信弘「イギリスにおけるコーポレート・ガバナンスの新動向 - 法制度の変化と機関投資家の行動に注目して」『経営行動研究年報』第27号、17-22頁、2018年（統一論題報告者、査読無）。

田中信弘「ソフトローとしての CSR 国際規格の有効性に関する分析フレームワーク試論 - CDP によるエンフォースメントとエンゲージメントの検討」『日本経営倫理学会誌』第24号、2017年（査読有）。

田中信弘「ソフトローとしての CSR 国際規格のエンフォースメントとその有効性 - ステークホルダー・エンゲージメントの課題把握に向けて」『経営学論集』第86集、日本経営学会、2016年（査読有）。

田中信弘「EU における在欧日系ビジネス協議会（JBCE）のロビー活動 - CSR 委員会の活動を中心に」『杏林社会科学研究』第31巻4号、2016年（査読有）。

〔図書〕(計4件)

田中信弘「外部監視とコーポレート・ガバナンス（イギリス）」佐久間信夫編『コーポレート・ガバナンス改革の国際比較』ミネルヴァ書房、2017年。

田中信弘「CSR をめぐる理解」佐久間信夫編『よくわかる企業論（第2版）』ミネルヴァ書房、2016年。

田中信弘「三方よしのための CSR 報告」水尾順一・田中宏司編『三方よしに学ぶ、人に好かれる会社』サンライズ出版、2015年。

田中信弘「EU におけるコーポレート・ガ

バナンス - 『遵守か説明か』原則に注目して」馬田啓一他編『国際関係の論点』文眞堂、2015年。

〔学会発表〕(計4件)

田中信弘「イギリスにおけるコーポレート・ガバナンスの新動向 - 法制度の変化と機関投資家の行動に注目して」経営行動研究学会全国大会・統一論題報告、2017年9月（会場：創価大学）

田中信弘「ソフトローとしての CSR 国際規格のエンフォースメントとその有効性 - CDP によるエンフォースメントとエンゲージメントを手掛かりとして」日本経営倫理研究学会全国大会、2016年6月（会場：東北大学）。

田中信弘「Global Enterprise Responses to Evolving CSR Agendas -Comparative analysis Between Thailand and Japan」, The 1st International Conference on "Business Management and Social Sciences: Toward ASEAN Integration 2015" November 5th, 2015.（会場：Khon Kaen University, Thailand）

田中信弘「ソフトローとしての CSR 国際規格のエンフォースメントとその有効性 - ステークホルダー・エンゲージメントの課題把握に向けて」日本経営学会全国大会、2015年9月（会場：熊本学園大学）。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

田中 信弘 (Tanaka, Nobuhiro)  
杏林大学・総合政策学部・教授  
研究者番号：00245458

### (2) 研究分担者

ダイモン ドラモンド (Drummond, Damon)  
立命館アジア太平洋大学・国際経営学部・准教授  
研究者番号：30341613

宮川 満 (Miyagawa, Mitsuru)  
立正大学・経営学部・教授  
研究者番号：30257167